の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。）が、二万円（利益の提供を約し、又は約させる日（イ及びロにおいて「利益提供日」という。）における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格）と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種（当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。）を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ・ロ　略］

ハ　対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備（当該通信方式及びＰＨＳのみに対応した移動端末設備を含む。）を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるもの又はＰＨＳの利用者（ＰＨＳのみに対応した移動端末設備であつて、データ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）のみに対応したものを除く。）を現に利用している者に限り、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず料金その他の提供条件についての別段の合意に基づきＰＨＳを利用している法人を除く。）が移動電気通信役務に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

［ニ　略］

［2　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［イ・ロ　同上］

ハ　対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

［ニ　同上］

［2　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）別表第一備考第三号及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の九の規定に基づき、並びに同令を実施するため、危険物の規制に関する規則及び危険物の試験及び性状に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十五日

総務大臣　高市　早苗

危険物の規制に関する規則及び危険物の試験及び性状に関する省令の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品名から除外されるもの）	（品名から除外されるもの）
第一条の三　法別表第一備考第三号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ八八〇一―一に規定する網ふるいをいう。以下この条において同じ。）を通過するものが五十パーセント未満のものとする。	**第一条の三**　法別表第一備考第三号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下この条において同じ。）を通過するものが五十パーセント未満のものとする。